

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月19日提出
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	A L A M C O S R I 社会貢献ファンド（ファンドの名称は、2024年12月20日付で「朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド」から変更となります。） 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

2024年12月20日付でファンドの名称を「朝日ライフ SRI 社会貢献ファンド」から「A L A M C O S R I 社会貢献ファンド」へ変更しました。以下同じ。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）
愛称として「あすのはね」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00～17:00)

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年12月20日から2025年6月19日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。

取得申込金額には、利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行っていません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

株式への投資により、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)
不動産投信 その他資産 ()	日々	エマージング
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	

<各分類および区分の定義>

商品分類		
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、主として株式 一般（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注1) 上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

信託金の限度額

2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 国内の上場株式を主要投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資します。

2. 個別企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択を行います。

中長期的な視点に立って、価値ある銘柄を安く買い、価値の成熟と株価の上昇を待つ運用を行います。

1. 国内上場株式を主要投資対象

2. 調査対象企業の選定

ビジネスを通じて社会に貢献する企業を選定します。

3. 社会貢献度調査/サステナビリティ評価

【社会貢献度調査】および【サステナビリティ評価】

- ①社会貢献度調査は、環境、雇用、顧客対応、市民社会貢献、企業倫理・法令順守など、企業のステークホルダー*(取引先・顧客・従業員等)の視点から調査・分析・評価を行います。
- ②個別企業のサステナビリティの観点から重要課題(マテリアリティ)に注目し、「製品・サービス」、「オペレーション」の切り口で、環境(E)・社会(S)の課題から見たビジネス機会とリスクの観点から分析し、さらに「ガバナンス(G)」に関する評価を行い、各項目にスコア(各0~3点)を付与し、0~9段階での総合評価を行います。

*企業の意思決定によって様々な影響を受ける利害関係者のことといいます。

4. 企業価値分析

- ①経営理念、経営戦略および事業活動などについて調査・企業価値分析を行い、中長期にわたり持続的な成長が見込まれる企業を選定します。
- ②株式への投資にあたっては、選定した企業について業績予測と株価評価を行い、本来の企業価値を算出のうえ組入銘柄を決定します。

5. 組入銘柄の決定、ポートフォリオの構築

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

社会貢献度調査/サステナビリティ評価プロセス

① 社会貢献度調査

② ESG分類とサステナビリティ重点分野

<ESG分類>		<サステナビリティ重点分野>	
環境(E)	気候変動・エネルギー・マネジメント	循環型社会	
環境(E)/社会(S)	サプライチェーン	製品・サービスの革新	
社会(S)	人材育成	健康と安全	
	ダイバーシティ&インクルージョン	製品・サービスの安全性	
	情報セキュリティ		
ガバナンス(G)	資本効率・株主還元	ガバナンス	
	経営戦略	情報公開	
	法令違反・反社会的行為		

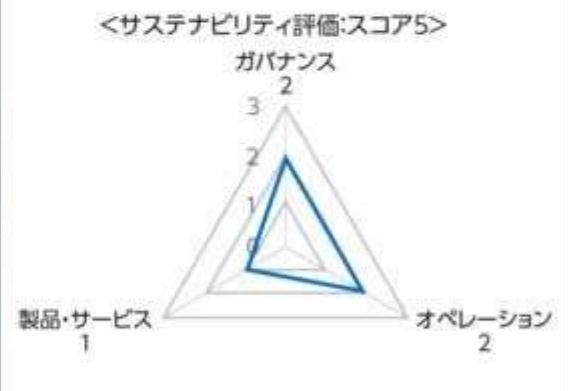
③ マテリアリティ・マトリクス(例、食品業)

	機会(事業戦略)	リスク(社会責任)
製品・サービス	○製品・サービスの革新	●製品・サービスの安全性
オペレーション	○ダイバーシティ&インクルージョン	●気候変動・エネルギー・マネジメント ●循環型社会 ●サプライチェーン ●健康と安全

マテリアリティ・マトリクスとは、サステナビリティの観点から重要課題に注目し、個別企業の業種、地域、規模を考慮した上で、「製品・サービス」、「オペレーション」の切り口で、環境(E)、社会(S)の課題から見たビジネス機会とリスクの観点で分析する当ファンド独自の手法です。

④ サステナビリティ評価基準

評価軸	スコア	評価基準
製品・サービス	3	2の水準を満たし、かつ高い収益性を維持している
	2	社会的課題解決への直接的な貢献度が高く、負の影響が小さい
	1	投資対象として大きなリスクを抱えているものではない
	0	投資対象としてリスクが高い
オペレーション	3	経営戦略と連動し、高い競争性優位性を維持している
	2	マテリアリティへの取組みで業界をリードしている
	1	投資対象として大きなリスクを抱えているものではない
	0	投資対象としてリスクが高い
ガバナンス	3	資本効率、株主還元、リスクマネジメントのすべてが優れている
	2	資本効率、株主還元、リスクマネジメントのうち、いずれかが不足しているものの、株主重視の姿勢が高い
	1	投資対象として大きなリスクを抱えているものではない
	0	投資対象としてリスクが高い



①個別の評価で1項目でも0点となるものがあった場合は投資対象外

②総合評価で0-2点のものは投資対象外

③総合評価で3点以上を投資対象とし、5点以上を50%以上組入れる



■ 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社「スチュワードシップ方針」

当社は、スチュワードシップ活動に積極的に取り組むことが投資先の企業価値の向上を促し、受託資産の中長期的なリターンの拡大につながると考えています。また、持続的な企業価値の向上は、投資家だけでなく当該企業や顧客、従業員などすべてのステークホルダーにとって利益になると考えています。

※スチュワードシップ責任にかかる基本方針(全文は以下から確認できます。)

<https://www.alamco.co.jp/stewardship/index.html>

3. 信託報酬の一部を、社会的課題に取り組む団体に寄付します。

- ・寄付の金額は、ファンドの日々の純資産総額に応じて年0.1~0.2%の率を乗じて得た額とします。
- ・寄付先や寄付金額の具体的な内容については、運用報告書等において開示しています。

寄付先について

第24期計算期間にかかる信託報酬のうち所定の計算方法に基づき算出した金額を以下の団体に寄付しました。

- 特定非営利活動法人 OWS
- 認定特定非営利活動法人 キッズドア
- 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター
- 認定特定非営利活動法人 自然環境復元協会
- 認定特定非営利活動法人 パルシック
- 認定特定非営利活動法人 ピッコラーレ
- 特定非営利活動法人 モンキーマジック

※詳細は委託会社のホームページで確認することができます。

(注)上記の7団体は、第24期計算期間にかかる金額を寄付した団体であり、第25期計算期間以降については、上記の団体に寄付を行うとは限りません。

「SRI」とは

SRIとは、Socially Responsible Investmentの略で、一般的には、投資の際に社会や環境の側面も考慮する投資手法と言われています。

あすのはねでは、長期的な運用成果を高めるため、この考え方を取り入れています。

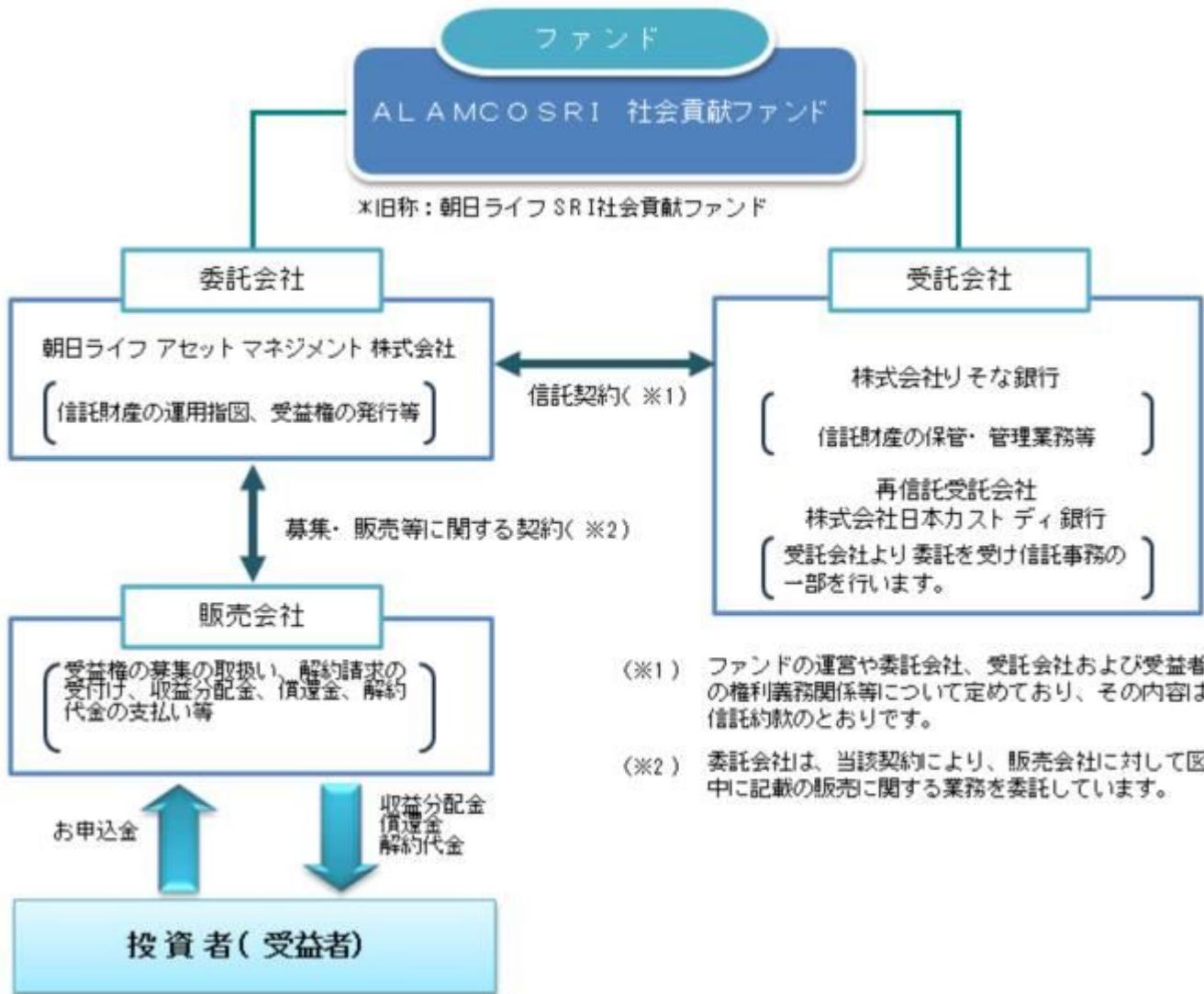
（2）【ファンドの沿革】

2000年9月28日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2024年12月20日 ファンドの名称を「朝日ライフ SRI 社会貢献ファンド」から「ALAMCO SRI 社会貢献ファンド」へ変更

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

1) 資本金の額 (2024年9月末現在)

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況 (2024年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

国内の上場株式を主要投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資します。

個別企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択を行います。

-) 社会貢献度調査にあたっては、環境、雇用、顧客対応、市民社会貢献、企業倫理・法令遵守など、企業のステークホルダーの視点から調査・分析・評価を行います。
-) その上で、経営理念、経営戦略および事業活動などについて調査・分析を行い、中長期にわたり持続的な成長が見込まれる企業を選定します。

企業の意思決定によって様々な影響を受ける利害関係者のことをいいます。

株式への投資にあたっては、選定した企業について業績予測と株価評価を行い、組入銘柄を決定します。

株式の組入比率は高位を保ち、非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとします。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

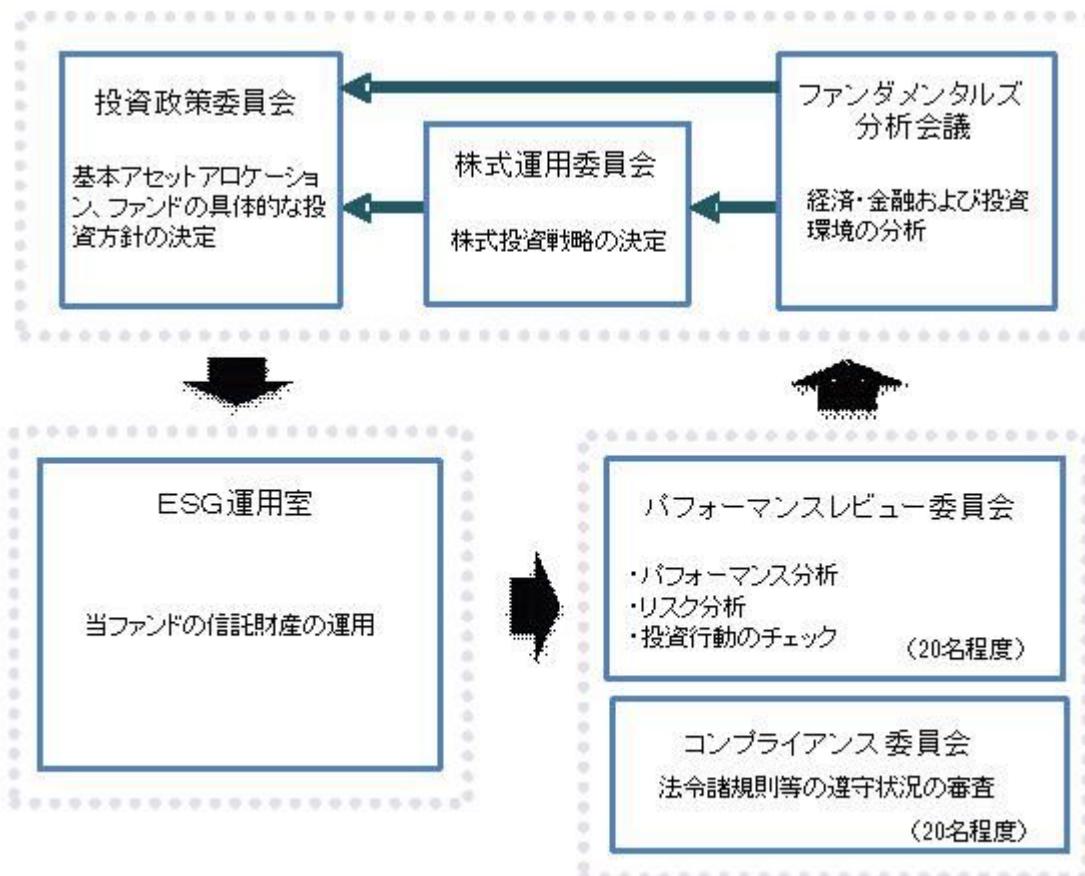
4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前記 5) の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の 1) から 6) までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（3）【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。

2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

ESG運用室において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定

期的に受領しています。

(注)委員会の名称等は変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年9月20日（休業日の場合は翌営業日）です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

- 1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

- 2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>
- 2) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第19条第4項>
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第19条第5項>
- 4) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。<信託約款第21条第1項>

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。<同条第2項>

- 5) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第22条第1項>
- 6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第22条第2項>
- 7) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株

予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第23条>

- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。<信託約款第24条第1項>

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。<同条第2項>

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- 9) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。<信託約款第25条第1項>
- 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。<同条第2項>
- 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。<同条第3項>

- 10) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。<信託約款第26条第1項>

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。<同条第3項>

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

- 11) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第27条第1項>

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。<同条第3項>

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。<信託約款第28条第1項>

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。<同条第2項>

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。<同条第3項>

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。<信託約款第29条第1項>

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。<同条第2項、第3項>

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。<信託約款第30条第1項、第4項>

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入った公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。<同条第2項、第3項>

- 15) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。<信託約款第31条>

- 16) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入った資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。<信託約款第41条第1項>

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。<同条第2項>

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。<同条第3項>

借入金の利息は信託財産中より支弁します。<同条第4項>

- 17) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。<信託約款第27条の2>

- 19) 前記1)から18)までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を

乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるに、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- 1) ESG運用に関するリスク
ファンドは委託会社によるサステナビリティ評価が相対的に高い銘柄でポートフォリオを構築しているため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、基準価額の値動きがファンドの主要投資対象市場全体とは異なる値動きとなる可能性、相場動向によっては基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性などがあります。
- 2) 株価変動リスク
株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいいます。株式の組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
- 3) 信用リスク
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。
- 4) 金利変動リスク
金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。
- 5) 流動性リスク
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する

可能性があります。

6) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスクなど）は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

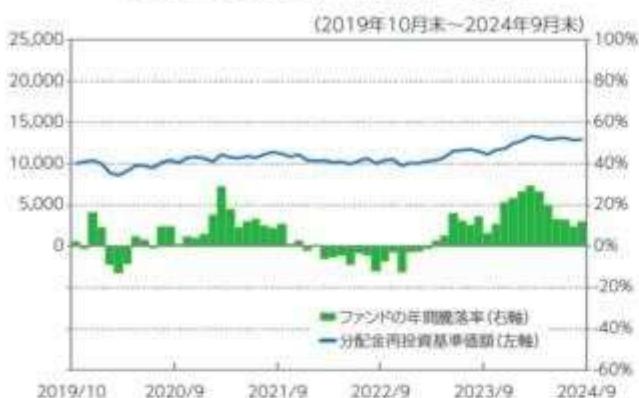
2) 運用にかかるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

(注)委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

[参考情報]

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものであります。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として

販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.958%（税抜1.78%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	年率1.10%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.08%（税抜）
200億円超 300億円以下の部分	年率1.05%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.08%（税抜）
300億円超 400億円以下の部分	年率1.00%（税抜）	年率0.70%（税抜）	年率0.08%（税抜）
400億円超 500億円以下の部分	年率0.95%（税抜）	年率0.75%（税抜）	年率0.08%（税抜）
500億円超 600億円以下の部分	年率0.90%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.08%（税抜）
600億円超 700億円以下の部分	年率0.85%（税抜）	年率0.85%（税抜）	年率0.08%（税抜）
700億円超 800億円以下の部分	年率0.80%（税抜）	年率0.90%（税抜）	年率0.08%（税抜）
800億円超 900億円以下の部分	年率0.75%（税抜）	年率0.95%（税抜）	年率0.08%（税抜）
900億円超の部分	年率0.70%（税抜）	年率1.00%（税抜）	年率0.08%（税抜）
役務の内容	委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

委託会社は、收受した信託報酬の中から、当該計算期間中の日々の信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額を、社会貢献活動を行っている団体等に寄付します。

純資産総額	料率（年率）
200億円以下の部分	0.100%
200億円超 300億円以下の部分	0.125%
300億円超 400億円以下の部分	0.150%
400億円超 500億円以下の部分	0.175%
500億円超の部分	0.200%

上記の寄付行為自体は委託会社が行いますが、寄付の原資は委託会社、販売会社および受託会社の三者が負担することを前提としているため、上記の販売会社および受託会社の報酬は、寄付の原資の部分を考慮した料率です。

寄付金額および寄付先等については、各計算期間にかかる有価証券報告書および運用報告書において開示します。また、委託会社のホームページにおいて受益者その他一般のお客様に対して公表しています。

《寄付先報告》

委託会社は、第24期計算期間にかかる信託報酬のうち上記の計算方法に基づき算出した金額（総額4,389,910円）を以下の団体に寄付しました。

特定非営利活動法人 OWS (The Oceanic Wildlife Society) https://www.ows-npo.org/	海を通じて、自然との共存を学び、確立します
<p>《団体概要》</p> <p>OWSは1998年に設立した海の環境NPO法人です。海をとりまく自然とそこにすむ生き物を通して、「自然に親しむ・自然を学ぶ・自然の大切さを伝える」活動を推進しています。</p> <p>現在、主に次の4プロジェクトに取り組み、さまざまな連携や協働を創出し、成果を得ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海の子プロジェクト：海離れ、自然離れが著しい現在、自然体験学習を通して子どもたちに海の自然や生き物とのふれあいの機会を創出しています。これまで3,200名以上の子どもたちが参加しています。 ◆サンゴ調査プロジェクト：研究者との連携による温暖化の影響評価のためのサンゴおよび魚類のモニタリング調査等を全国10海域以上で実施しています。 ◆海洋ごみプロジェクト：学校等への教材提供、講演、写真資料展、ごみ回収活動等、毎年5,000人以上を対象目標とする海洋ごみ削減の普及啓発を実施しています。 ◆干潟保全プロジェクト：研究者、地元住民等多様な主体と連携・協力して行う干潟環境の保全活動です。紀伊半島、三浦半島を中心に黒潮流域の各干潟での調査も実施しています。 	

すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現を目指しています	
<p>認定特定非営利活動法人 キッズドア https://kidsdoor.net/</p> <p>《団体概要》</p> <p>認定NPO法人キッズドアでは、2007年の設立以来「日本の子どもの貧困」、「ひとり親家庭支援」に取り組んでいます。生まれてきた環境や災害等によって、子どもたちの将来の夢や希望に不平等が生じる社会はおかしい、困難な状況にある子どもたちにもフェアなチャンスのある社会を作りたいという想いで活動しています。</p> <p>キッズドアが支援する子どもたちは、ご家庭の収入が厳しいため十分な教育を受けられず、進学や就職において不利な状況にあります。このため、子どもたちが親世代になったときにも、この状況は連鎖してしまいます。この「連鎖」を断ち切るために、東京・宮城を中心に無料の学習支援や居場所を提供し、2023年度は約2,000人の小学生から高校生が通いました。この活動には、約1,000人以上の市民ボランティアの皆さんに関わっていただき、継続的に活動することができます。</p>	
<p>《SDGs目標》</p> <p>1. 貧困をなくそう 4. 質の高い教育をみんなに</p>	

子どもの虐待防止に取り組む専門の民間相談機関	
<p>社会福祉法人 子どもの虐待防止センター https://www.ccap.or.jp/</p> <p>《団体概要》</p> <p>社会福祉法人子どもの虐待防止センター(CCAP)は、1991年から主に家庭内で起こる子どもの虐待防止のために活動する社会福祉法人です(社会福祉法人認可は1997年)。</p> <p>虐待によるトラウマは子どもの人生に大きく影響します。同時に親も困難を抱えて苦しんでいることも多く、親を責めるだけでは問題は解決しません。そのため団体設立時より子どもを虐待から守るためにには家族へのサポートが重要である認識のもと、子育てに悩む親を対象とした電話相談、母親グループ「MCG(母と子の関係を考える会)」や当法人の2つの独自プログラムである「CCAP版 親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム®」、「アタッチメント形成のための心理療法プログラム」を行っています。その他にも里親・養親支援事業や研修もを行い、2019年には公益事業として医療部門も開設しました。民間の相談窓口として多くの方にご利用頂くとともに、活動を通して家族への温かい支援の必要性を社会に発信しています。</p>	
<p>《SDGs目標》</p> <p>1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に</p>	

自然環境の復元と、ヒトが心豊かに暮らせる地域社会の創造	
認定特定非営利活動法人 自然環境復元協会 https://narec.or.jp/	 認定NPO法人 自然環境復元協会 <small>Association for Nature Restoration and Conservation, Japan</small>
《団体概要》	
<p>多様な生き物と共に暮らす社会を目指し、「身近な自然環境を復元すること」「自然体験を通した豊かな感性と人間力溢れるヒトが育つ場を提供すること」を使命に、日本国内にて主に3つの事業を行っています。</p>	
<p>◆ふるさと未来創造プロジェクト 多くの農村が過疎化などの問題を抱えています。都市と農村を結びつけ協働することで、農山漁村の生態系を豊かにすることや、地域の問題解決と活性化を目指しています。</p>	
<p>◆環境再生医制度 環境再生医の資格制度を運営しています。「自然環境」と「自然とヒトの関係」の再生を目指すSDGs視点の環境人材を育成・支援しています。</p>	
<p>◆レンジャーズプロジェクト 若手のボランティア希望者が地域の環境保全団体へお手伝いに行く環境保全ボランティアです。ボランティア希望者が環境活動を始めるきっかけを創出し、高齢化や人手不足などで困っている環境保全団体の課題解決を目指します。</p>	
《SDGs目標》	
2.飢餓をゼロに 3.すべての人に健康と福祉を 4.質の高い教育をみんなに 11.住み続けられるまちづくりを 12.つくる責任・つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を 15.陸の豊かさも守ろう 17.パートナーシップで目標を達成しよう	

災害・紛争などで困難に陥った人びとが尊厳のある暮らしを取り戻し、人と人が対等な関係でつながる世界を目指します	
認定特定非営利活動法人 パルシック https://www.parcic.org	 <small>PARC INTERPEOPLES' COOPERATION</small>
《団体概要》	
<p>パルシックは、民際協力とフェアトレードを中心にアジア地域で活動するNGOです。国と国の協力である「国際協力」ではなく、市民と市民との協力を意味する「民際協力」を掲げ、地球上の各地で暮らす人々が国境を越えて直接的に助け合うことを大切にしています。</p>	
<p>能登半島地震の被災者に対して、以下の活動を行っています。</p>	
<p>◆ちょっとりカフェと交流サロン：被災者のお困りごとを聞き、少しでもホッとした時間を提供するため、避難所で出張カフェを開きました。また、4月以降は仮設住宅などでイベントを開催し、被災して会う機会が少なくなった人々に交流の場を提供しています。</p>	
<p>◆生活家電の購入支援：能登町の仮設住宅に入居した方の生活再建を支援するため、生活家電の購入支援を行っています。</p>	
<p>◆支援物資の配付：輪島市の重蔵神社で在宅被災者や仮設住宅に暮らす方に食料品などの物資配付を行っています。</p>	
<p>加えて、2024年9月21日に発生した能登半島豪雨の被災者への支援も行っています。</p>	
《SDGs目標》	
1.貧困をなくそう 2.飢餓をゼロに 4.質の高い教育をみんなに 5.ジェンダー平等を実現しよう 10.人や国の不平等をなくそう 12.つくる責任・つかう責任 15.陸の豊かさも守ろう 16.平和と公正をすべての人に 17.パートナーシップで目標を達成しよう	

「にんしん」をきっかけに、誰もが孤立することなく、自由に幸せに生きることができる社会の実現を目指します	
認定特定非営利活動法人 ピッコラーレ https://piccolare.org/	 認定NPO法人 ピッコラーレ
《団体概要》 児童虐待による死亡の中で最も多いのは、生まれたその日に命を失うケースです。これは、妊娠の困りごとを誰にも相談できず、一人で抱え込み、社会から孤立したために、母子の安全が守られなかった結果だと考えています。 ピッコラーレは、「にんしん」をきっかけに、誰もが孤立することなく、自由に幸せに生きる事ができる社会の実現を目指して、妊娠にまつわる全ての「困った・どうしよう」に寄り添う妊娠葛藤相談窓口「にんしんSOS東京」や、居所のない若年妊婦が妊娠期を安心して過ごせる居場所「ぴさら」の運営、地域における包括的性教育の実践「出張ピコの保健室」などの活動を行っています。さらに、相談員のスキルアップを目的とした研修の開催や、「妊娠葛藤白書」(2021年)の制作・発行など、妊婦の孤立を生み出す社会構造の変革を求めて、提言や啓発活動にも積極的に取り組んでいます。	
《SDGs目標》 1.貧困をなくそう 3.すべての人に健康と福祉を 4.質の高い教育をみんなに 5.ジェンダー平等を実現しよう 10.人や国の不平等をなくそう	

障害者クライミング普及活動を通じて、多様性を認め合えるユニバーサルな社会の実現を目指しています	
特定非営利活動法人 モンキーマジック https://www.monkeymagic.or.jp	
《団体概要》 「見えない壁だって、越えられる。」をコンセプトに、私たちは国内で19年以上にわたり、障害のある子どもや大人を対象としたクライミングスクールや、障害の有無に関係なく楽しめる交流型クライミングイベントの定期的な企画・運営を行っています。また、講演会や体験会も実施しています。 クライミングは、障害の有無に関係なく、同じ場所で同じルールのもと楽しむことができるスポーツです。健常者と障害者が「助ける・助けられる」関係ではなく、同じクライミング仲間として互いに理解し、壁を取り払うことで、多様性を認め合う価値ある機会を提供しています。 私たちは障害、年齢、性別、文化の違いを超えて、すべての人が社会の一員として支え合い、安心して暮らせる社会を目指しています。それぞれが自分らしく生き、持てる力を発揮して元気に暮らせる環境を作っていきます。	
《SDGs目標》 3.すべての人に健康と福祉を 10.人や国の不平等をなくそう	

(注) 上記7団体は、第24期計算期間にかかる金額を寄付させていただいた団体であり、第25期計算期間以降については、上記団体に寄付を行うとは限りません。

・第23期計算期間寄付先に関する活動報告

第23期計算期間は以下の団体に寄付を行いました。

寄付先団体からの活動報告は以下のとおりです。

安心と楽しいと一緒に育む

アフターケア相談所 ゆずりは
(社会福祉法人 子供の家)

<https://www.acyuzurihha.com/>



ゆずりは

《団体概要》

「アフターケア相談所ゆずりは」は、児童養護施設や里親のもとを巣立った人や、虐待や貧困等の理由から親や家族を頼れず孤立している人たちへの支援を行う相談所です。住まいや、仕事、病気、様々な困りごとの相談を受け、生活保護の申請の補助、病院や不動産屋への同行等も行っており、ひとりひとりの相談者に寄り添っていくことを大切にしています。個別の相談対応の他に、「ゆずりは」の場所を拠点に、気軽に集えるサロンや、働く場として「ゆずりは工房」でのジャムづくり、高卒認定資格取得のための無料学習会、みんなでごはんの会、子どもへの不適切な行為をやめたい親を対象とした「MY TREEペアレンツ・プログラム」なども実施しています。「自分なんか生まれてこなければよかった」「生きている価値がない」と苦しみを抱えているひとたちが、出会い、つながり、安心できる時間を積み重ねていくことで、自分の暮らしを楽しみ、大切にできる気持ちが芽生え育まれていくことを大切にして活動しています。

《SDGs 目標》

1. 貧困をなくそう
3. すべての人に健康と福祉を

海を通じて、自然との共存を学び、確立します

特定非営利活動法人

OWS

(The Oceanic Wildlife Society)

<https://www.ows-npo.org/>



《団体概要》

OWSは1998年に設立した海の環境NPO法人です。海をとりまく自然とそこにすむ生き物を通して、「自然に親しむ・自然を学ぶ・自然の大切さを伝える」活動を推進しています。

現在、主に次の4プロジェクトに取り組み、さまざまな連携や協働を創出しています。

◆海の子プロジェクト：海離れ、自然離れが著しい現在、自然体験学習を通して子どもたちに海の自然や生き物とのふれあいの機会を創出しています。これまで3,200名以上の子どもたちが参加しています。

◆サンゴ調査プロジェクト：研究者との連携による、温暖化の影響評価のためのサンゴおよび魚類のモニタリング調査等を全国10以上の海域で実施しています。

◆海洋ごみプロジェクト：学校等への教材提供、講演、写真資料展、ごみ回収活動等、毎年5,000人以上を対象目標とする海洋ごみ削減の普及啓発を実施しています。

◆干潟保全プロジェクト：研究者、地元住民等多様な主体と連携・協力して行う希少干潟環境の保全活動です。紀伊半島、三浦半島を中心に黒潮流域の各干潟での調査も実施しています。

《SDGs 目標》

14. 海の豊かさを守ろう

すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現を目指しています	
認定特定非営利活動法人 キッズドア https://kidsdoor.net/	
<p>《団体概要》</p> <p>認定NPO法人キッズドアでは、2007年の設立以来「日本の子どもの貧困」に取り組んでいます。生まれてきた環境や災害などによって、子どもたちの将来の夢や希望に不平等が生じる社会はおかしい、困難な状況にある子どもたちにもフェアなチャンスのある社会を作りたいという想いで活動しています。</p> <p>キッズドアが関わる子どもたちは、ご家庭の収入が厳しいため十分な教育を受けられず、進学や就職も不利となり、子どもたちが親世代になった時にもこの状況は連鎖してしまいます。この「連鎖」を断ち切るために、東京、宮城を中心に無料の学習支援や、子どもたちが毎日過ごせて食事の提供も行う居場所の運営を行っています。2022年度は、国内84拠点で学習支援や居場所を提供し、2,030人の小学生から高校生世代のお子さんに通っていました。本事業の学習支援には1,384人の市民ボランティアの皆さんに関わっていただき、継続的に活動することができます。</p>	
<p>《SDGs 目標》</p> <p>1. 貧困をなくそう 4. 質の高い教育をみんなに</p>	
子どもの虐待防止に取り組む専門の民間相談機関	
社会福祉法人 子どもの虐待防止センター https://www.ccapp.or.jp/	 子どもの虐待 防止センター Center for Child Abuse Prevention
<p>《団体概要》</p> <p>社会福祉法人子どもの虐待防止センター（C C A P）は、1991年から主に家庭内で起こる子どもの虐待防止のために活動する民間の団体です（社会福祉法人認可は1997年）。当法人は、設立時より子どもを虐待から守るためにには家族へのサポートが重要であることを活動の柱に据え、子育てに悩む親を対象とした電話相談や母親グループ「MCG（母と子の関係を考える会）」のほか、当法人の2つの独自プログラムである「C C A P版 親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム」と「アタッチメント形成のための心理療法プログラム」を行っています。また里親・養親支援事業、研修とともに、公益事業として児童精神科を中心としたクリニックを開院しました。</p> <p>虐待は子どもの人生に深い影を落とします。親もまた困難を抱えて苦しんでいることも多く、親を責めるだけでは問題は解決しません。私たちは民間の相談窓口として多くの方にご利用頂くとともに、活動を通じて温かいサポートの必要性を社会に発信していきます。</p>	
<p>《SDGs 目標》</p> <p>1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に</p>	

自然環境の復元と、ヒトが心豊かに暮らせる地域社会の創造

認定特定非営利活動法人
自然環境復元協会
<https://narec.or.jp/>



認定NPO法人
自然環境復元協会
Association for Nature Restoration and Conservation, Japan

《団体概要》

多様な生き物と共に暮らす社会を目指し、「身近な自然環境を復元すること。」「自然体験を通じた豊かな感性と人間力溢れるヒトが育つ場を提供すること。」を使命に、日本国内にて主に3つの事業を行っています。

◆ふるさと未来創造プロジェクト

多くの農村が過疎化などの問題を抱えています。都市と農村を結びつけ協働することで、農山漁村の生態系を豊かにすることや、地域の問題解決と活性化を目指しています。

◆環境再生医制度

環境再生医の資格制度を運営しています。「自然環境」と「自然とヒトの関係」の再生を目指すSDGs視点の環境人材を、育成・支援しています。

◆レンジャーズプロジェクト

若手のボランティア希望者が地域の環境保全団体へお手伝いに行く環境保全ボランティアです。ボランティア希望者が環境活動を始めるきっかけを創出し、高齢化や人手不足などで困っている環境保全団体の課題解決を目指します。

《SDGs目標》

2. 貧餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任・つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
15. 陸の豊かさも守ろう
17. パートナーシップで目標を達成しよう

自然とともに生きる社会づくりの推進

特定非営利活動法人

樹木・環境ネットワーク協会

[愛称：聚(しゅう)]

<https://www.shu.or.jp/>



《団体概要》

持続可能な社会を目指し、人と自然の調和のための活動を行っているNPO団体です。「森を守る」、特に里山を通じて自然との関わりを取り戻し、そこで活動する「人を育てる」活動も行っています。そして、社会へつなげるための「森と人を繋ぐ」をテーマに、企業や行政と連携し、子どもたちの環境教育的活動や森づくり活動を推進・普及しています。

「森を守る」・・・全国で定例的な整備・保全活動を進めています。里山をモデルに、人が自然に手を入れ、利用することでより豊かな自然環境を維持することができるような活動を目指しています。

「人を育てる」・・・グリーンセイバー資格検定を軸に、セミナーや研修会等、環境活動を推進する人材の育成を行っています。

「森と人を繋ぐ」・・・社会への普及啓発を目的に、観察会や自然体験活動の企画運営を行っています。行政と連携した緑地の保全活動や、企業の社会貢献の提案や活動の受入れなども行っています。

《SDGs目標》

- 4. 質の高い教育をみんなに
- 8. 働きがいも経済成長も
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう
- 15. 陸の豊かさも守ろう
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう

障害者クライミング普及活動を通じて、
多様性を認め合えるユニバーサルな社会の実現を目指しています

特定非営利活動法人

モンキーマジック

<https://www.monkeymagic.or.jp>



《団体概要》

「見えない壁だって、越えられる。」をコンセプトに、国内で18年以上にわたり、障害のある児童生徒・大人を対象としたクライミングスクール、そして障害のある方もない方も共に楽しめる交流型クライミングイベントの定期的な企画運営、講演会や体験会を実施しています。

クライミングは障害の有無に関係なく、同じ場所で同じルールで楽しむことができます。健常者と障害者が「助ける・助けられる」の関係ではなく、同じクライミング仲間として関わり、互いに壁を取り払い、理解しあうことで、多様性を認め合える価値ある機会となります。

障害、年齢、性別、文化などの違いに関わりなく、それぞれの人が社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、一人一人が自分らしく生き、持てる力を發揮して元気に暮らすことのできる社会を目指しています。

《SDGs目標》

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 10. 人や国の不平等をなくそう

(4) 【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0055%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。
課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

個別元本について

1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

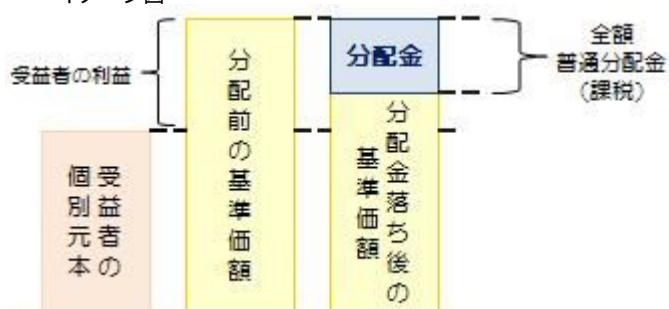
3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

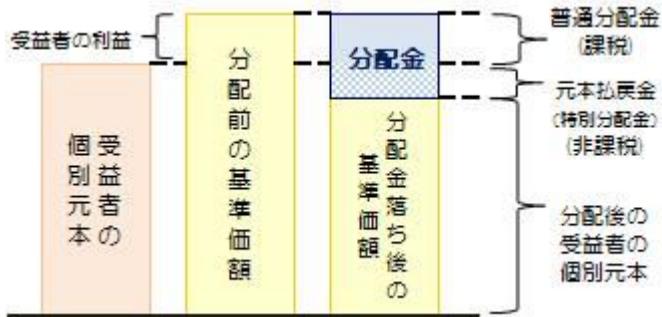
＜イメージ図＞



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および

償還時における課税は行われません。

上記は、2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2023年9月21日～2024年9月20日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（ + ）	運用管理費用の比率	その他の比率
1.97%	1.96%	0.01%

当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

2024年9月30日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	3,898,867,810	94.78
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		214,929,968	5.22
合計(純資産総額)		4,113,797,778	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	46,700	3,454.00	161,301,800	3,775.00	176,292,500	4.29
2	日本	株式	住友林業	建設業	24,700	6,921.00	170,948,700	7,095.00	175,246,500	4.26
3	日本	株式	積水ハウス	建設業	41,700	3,959.00	165,090,300	3,974.00	165,715,800	4.03
4	日本	株式	プレミアグループ	その他金融業	66,800	2,128.00	142,150,400	2,118.00	141,482,400	3.44
5	日本	株式	R S T e c h n o l o g i e s	金属製品	39,300	3,835.00	150,715,500	3,600.00	141,480,000	3.44
6	日本	株式	マイテックグループホールディングス	サービス業	43,700	3,265.00	142,680,500	3,171.00	138,572,700	3.37
7	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	25,100	5,121.00	128,537,100	5,183.00	130,093,300	3.16

8	日本	株式	東京製鐵	鉄鋼	65,100	2,012.00	130,981,200	1,984.00	129,158,400	3.14
9	日本	株式	アズビル	電気機器	106,800	1,174.00	125,383,200	1,160.50	123,941,400	3.01
10	日本	株式	信越化学工業	化学	20,100	5,862.00	117,826,200	5,977.00	120,137,700	2.92
11	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	47,200	2,634.00	124,324,800	2,542.50	120,006,000	2.92
12	日本	株式	富士電機	電気機器	13,500	8,351.00	112,738,500	8,620.00	116,370,000	2.83
13	日本	株式	味の素	食料品	20,800	5,446.00	113,276,800	5,546.00	115,356,800	2.80
14	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	20,300	5,561.00	112,888,300	5,672.00	115,141,600	2.80
15	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	13,400	8,784.00	117,705,600	8,486.00	113,712,400	2.76
16	日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	60,000	1,900.00	114,000,000	1,871.00	112,260,000	2.73
17	日本	株式	サンフロンティア不動産	不動産業	63,700	1,799.00	114,596,300	1,758.00	111,984,600	2.72
18	日本	株式	豊田通商	卸売業	42,300	2,643.50	111,820,050	2,585.00	109,345,500	2.66
19	日本	株式	S C S K	情報・通信業	36,800	2,966.50	109,167,200	2,959.50	108,909,600	2.65
20	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	19,500	5,524.00	107,718,000	5,500.00	107,250,000	2.61
21	日本	株式	メタウォーター	電気・ガス業	58,500	1,764.00	103,194,000	1,780.00	104,130,000	2.53
22	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	43,500	2,205.00	95,917,500	2,338.50	101,724,750	2.47
23	日本	株式	東京応化工業	化学	27,900	3,397.00	94,776,300	3,489.00	97,343,100	2.37
24	日本	株式	オカムラ	その他製品	48,000	2,021.00	97,008,000	1,977.00	94,896,000	2.31
25	日本	株式	T I S	情報・通信業	25,800	3,555.00	91,719,000	3,651.00	94,195,800	2.29
26	日本	株式	芝浦電子	電気機器	24,000	3,330.00	79,920,000	3,470.00	83,280,000	2.02
27	日本	株式	丸井グループ	小売業	34,400	2,469.00	84,933,600	2,390.50	82,233,200	2.00
28	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	559,100	149.80	83,753,180	146.80	82,075,880	2.00
29	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	64,100	1,268.00	81,278,800	1,280.00	82,048,000	1.99
30	日本	株式	サンゲツ	卸売業	28,200	2,838.00	80,031,600	2,813.00	79,326,600	1.93

口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	11.09
		食料品	2.80
		化学	8.45
		ゴム製品	2.61
		ガラス・土石製品	2.73
		鉄鋼	3.14
		金属製品	7.72
		機械	2.96
		電気機器	11.12
		輸送用機器	4.91
		その他製品	2.31
		電気・ガス業	2.53
		情報・通信業	10.76
		卸売業	7.06

小売業	2.00
銀行業	1.47
保険業	1.58
その他金融業	3.44
不動産業	2.72
サービス業	3.37
合計	94.78

【投資不動産物件】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末 (2015年 9月24日)	3,243,401,006	3,468,946,333	10,066	10,766
第16計算期間末 (2016年 9月20日)	3,359,539,183	3,359,539,183	9,949	9,949
第17計算期間末 (2017年 9月20日)	2,629,008,286	3,555,078,744	10,220	13,820
第18計算期間末 (2018年 9月20日)	4,135,574,672	4,355,619,465	10,525	11,085
第19計算期間末 (2019年 9月20日)	3,890,572,090	3,890,572,090	9,336	9,336
第20計算期間末 (2020年 9月23日)	4,068,014,374	4,104,597,483	10,008	10,098
第21計算期間末 (2021年 9月21日)	4,153,834,864	4,607,660,511	10,068	11,168
第22計算期間末 (2022年 9月20日)	4,210,603,405	4,210,603,405	9,148	9,148
第23計算期間末 (2023年 9月20日)	4,510,132,528	4,586,358,671	10,059	10,229
第24計算期間末 (2024年 9月20日)	4,036,798,319	4,283,602,867	10,304	10,934
2023年 9月末日	4,477,023,049		9,838	
10月末日	4,328,566,135		9,504	
11月末日	4,538,238,056		9,993	
12月末日	4,577,168,683		10,130	
2024年 1月末日	4,268,330,365		10,664	
2月末日	4,376,740,463		10,936	
3月末日	4,540,726,493		11,386	
4月末日	4,501,909,016		11,306	
5月末日	4,392,255,142		11,050	
6月末日	4,396,953,107		11,179	

7月末日	4,405,999,908		11,224	
8月末日	4,316,745,676		10,997	
9月末日	4,113,797,778		10,408	

【分配の推移】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	700
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	0
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	3,600
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	560
第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	90
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	1,100
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	170
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	630

【収益率の推移】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	収益率（%）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	4.9
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	1.2
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	38.9
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	8.5
第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	11.3
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	8.2
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	11.6
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	9.1
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	11.8
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	8.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	642,499,222	303,245,417
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	224,450,226	69,613,120
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	52,806,791	857,302,065
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	1,601,973,007	245,019,627

第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	590,884,864	353,084,219
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	194,974,218	297,356,271
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	384,289,322	323,391,531
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	641,711,691	164,501,057
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	160,441,235	279,448,789
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	250,724,916	817,083,187

参考情報



運用実績

(2024年9月30日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 10,408円 純資産総額 41.13億円

(円) 2014年9月30日～2024年9月30日



*分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定來の税引前
分配金を再投資したものとして計算しています。(設定日:2000年9月28日)

*基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2020年9月	90円
2021年9月	1,100円
2022年9月	0円
2023年9月	170円
2024年9月	630円
設定来累計	9,580円

* 分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

*比率は、純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	94.8%
その他資産	5.2%
合計	100.0%

組入上位10業種

	業種名	比率
1	電気機器	11.1%
2	建設業	11.1%
3	情報・通信業	10.8%
4	化学	8.4%
5	金属製品	7.7%
6	卸売業	7.1%
7	輸送用機器	4.9%
8	その他金融業	3.4%
9	サービス業	3.4%
10	鉄鋼	3.1%

*業種は東証33業種分類によります。

組入上位10銘柄

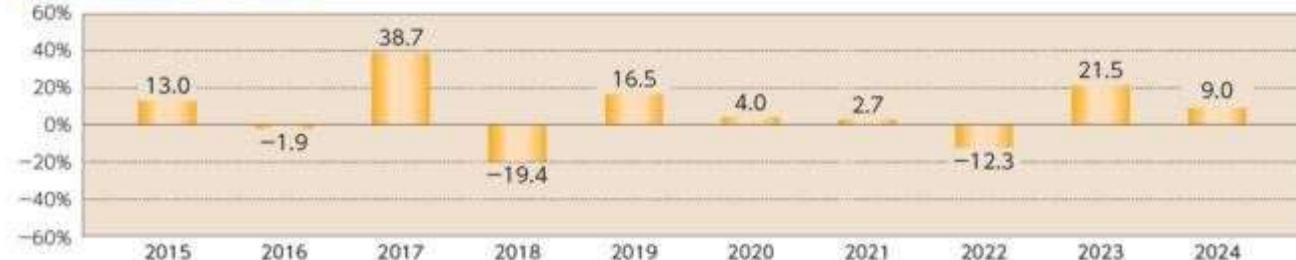
	銘柄名	比率
1	三和ホールディングス	4.3%
2	住友林業	4.3%
3	積水ハウス	4.0%
4	プレミアグループ	3.4%
5	RS Technologies	3.4%
6	メイテックグループホールディングス	3.4%
7	ユニ・チャーム	3.2%
8	東京製鐵	3.1%
9	アズビル	3.0%
10	信越化学工業	2.9%

*年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

* 2024年は9月30日までの收益率を表示しています。

* ファンドにはベンチマークはありません。

● 年間收益率の推移



* 年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

* 2024年は9月30日までの收益率を表示しています。

* ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時30分までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います^注。

注：販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受け取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定期定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定期定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定期定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。取得申込みの受け付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時30分までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います^注。

注：販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委

託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、
社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。1口
当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00 ~ 17:00)

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者
に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00 ~ 17:00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。

「(5)その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、か

つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に
対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1) から5) までの
規定にしたがいます。

反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた
受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を
記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に交付
します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.alamco.co.jp/>)に掲載
します。
- 3) 2) の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付
します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することと
なった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および
販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受
託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することができます。その場合には、信託
財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の
中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。
また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会
社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資によ
り増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するもの
とします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還
日から起算して5営業日まで)から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益
者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設
定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については
原則として取得申込者とします。)に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。

詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2023年9月21日から2024年9月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第23期 (2023年 9月20日現在)	第24期 (2024年 9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	92,687	336,695
コール・ローン	415,136,743	431,770,338
株式	4,210,371,700	3,891,294,730
未収配当金	5,371,700	4,746,000
未収利息	-	2,271
流動資産合計	<u>4,630,972,830</u>	<u>4,328,150,034</u>
資産合計	<u>4,630,972,830</u>	<u>4,328,150,034</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,226,143	246,804,548
未払解約金	1,284,568	1,811,934
未払受託者報酬	1,941,311	1,915,312
未払委託者報酬	41,252,795	40,700,270
未払利息	1,239	-
その他未払費用	134,246	119,651
流動負債合計	<u>120,840,302</u>	<u>291,351,715</u>
負債合計	<u>120,840,302</u>	<u>291,351,715</u>
純資産の部		
元本等		
元本	4,483,890,784	3,917,532,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,241,744	119,265,806
(分配準備積立金)	<u>29,907,649</u>	<u>109,706,334</u>
元本等合計	<u>4,510,132,528</u>	<u>4,036,798,319</u>
純資産合計	<u>4,510,132,528</u>	<u>4,036,798,319</u>
負債純資産合計	<u>4,630,972,830</u>	<u>4,328,150,034</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第24期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	100,901,150	112,761,810
受取利息	9	37,361
有価証券売買等損益	474,859,291	346,802,618
その他収益	67	15
営業収益合計	575,760,517	459,601,804
営業費用		
支払利息	273,465	151,699
受託者報酬	3,715,749	3,863,143
委託者報酬	78,959,564	82,091,607
その他費用	282,578	281,644
営業費用合計	83,231,356	86,388,093
営業利益又は営業損失（）	492,529,161	373,213,711
経常利益又は経常損失（）	492,529,161	373,213,711
当期純利益又は当期純損失（）	492,529,161	373,213,711
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	9,176,701	41,608,006
期首剩余金又は期首次損金（）	392,294,933	26,241,744
剩余金増加額又は欠損金減少額	23,950,997	12,928,536
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	23,950,997	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	12,928,536
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,540,637	4,705,631
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	4,705,631
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,540,637	-
分配金	76,226,143	246,804,548
期末剩余金又は期末欠損金（）	26,241,744	119,265,806

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第23期 (2023年 9月20日現在)		第24期 (2024年 9月20日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 4,602,898,338円 期中追加設定元本額 160,441,235円 期中一部解約元本額 279,448,789円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 4,483,890,784円 期中追加設定元本額 250,724,916円 期中一部解約元本額 817,083,187円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,483,890,784口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,917,532,513口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	10,059円 (1.0059円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	10,304円 (1.0304円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第24期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日	
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金金額	費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金金額	84,990,075円 17,694,462円 359,327,882円 3,449,255円 465,461,674円 4,483,890,784口 1,038円 170円 76,226,143円 86,669,306円 244,936,399円 316,718,711円 24,905,177円 673,229,593円 3,917,532,513口 1,718円 630円 246,804,548円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第23期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第24期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第23期 (2023年 9月20日現在)	第24期 (2024年 9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 (1) 株式 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第23期(自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日)

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	471,665,704
合計	471,665,704

第24期(自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日)

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	322,319,684
合計	322,319,684

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第24期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1) 株式 (2024年 9月20日現在)

(単位 : 円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ショーボンドホールディングス	20,300	5,561.00	112,888,300	
	住友林業	24,700	6,921.00	170,948,700	
	積水ハウス	41,700	3,959.00	165,090,300	
	味の素	20,800	5,446.00	113,276,800	
	信越化学工業	20,100	5,862.00	117,826,200	
	東京応化工業	27,900	3,397.00	94,776,300	
	ユニ・チャーム	25,100	5,121.00	128,537,100	
	ブリヂストン	19,500	5,524.00	107,718,000	
	日本碍子	60,000	1,900.00	114,000,000	
	東京製鐵	65,100	2,012.00	130,981,200	
	R S T e c h n o l o g i e s	39,300	3,835.00	150,715,500	
	三和ホールディングス	46,700	3,454.00	161,301,800	
	小松製作所	16,300	3,854.00	62,820,200	
	クボタ	28,200	2,043.50	57,626,700	
	富士電機	13,500	8,351.00	112,738,500	
	ダイヘン	10,300	6,640.00	68,392,000	
	アズビル	26,700	4,696.00	125,383,200	
	日本セラミック	26,400	2,514.00	66,369,600	
	芝浦電子	24,000	3,330.00	79,920,000	
	トヨタ自動車	47,200	2,634.00	124,324,800	
	ヤマハ発動機	64,100	1,268.00	81,278,800	
	オカムラ	48,000	2,021.00	97,008,000	
	メタウォーター	58,500	1,764.00	103,194,000	
	T I S	25,800	3,555.00	91,719,000	
	トレンドマイクロ	13,400	8,784.00	117,705,600	
	スカパーＪＳＡＴホールディングス	49,100	862.00	42,324,200	
	日本電信電話	559,100	149.80	83,753,180	
	S C S K	36,800	2,966.50	109,167,200	
	シップヘルスケアホールディングス	43,500	2,205.00	95,917,500	
	豊田通商	42,300	2,643.50	111,820,050	
	サンゲツ	28,200	2,838.00	80,031,600	
	丸井グループ	34,400	2,469.00	84,933,600	
	りそなホールディングス	60,800	1,022.50	62,168,000	
	東京海上ホールディングス	12,400	5,259.00	65,211,600	
	プレミアグループ	66,800	2,128.00	142,150,400	
	サンフロンティア不動産	63,700	1,799.00	114,596,300	

日本円 小計	マイテックグループホールディングス	43,700	3,265.00	142,680,500	
	銘柄数：37	1,854,400		3,891,294,730	
	組入時価比率：96.4%			100.0%	
合 計		1,854,400		3,891,294,730	

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

2) 株式以外の有価証券 (2024年 9月20日現在)

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

朝日ライフ S R I 社会貢献ファンド

2024年9月30日

資産総額	4,116,664,442円
負債総額	2,866,664円
純資産総額（ - ）	4,113,797,778円
発行済口数	3,952,567,259口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0408円
(1万口当たり純資産額)	(10,408円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 . 名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2 . 受益者に対する特典

ありません。

3 . 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4 . 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 . 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができます。

6 . 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 . 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令

等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2024年9月末現在）

- 1) 資本金：3,000百万円
- 2) 発行可能株式総数：64,000株
- 3) 発行済株式総数：32,000株
- 4) 最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

a . ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

b . 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

2) 運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

3) パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2024年9月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	13	20,563
追加型株式投資信託	85	518,129
合計	98	538,692

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第38期 (2023年3月31日)		第39期 (2024年3月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,739,128		3,966,649
前払費用	2		99,400		100,254
未収委託者報酬			321,234		356,812
未収運用受託報酬	2		406,745		382,723
未収還付法人税等			52,781		-
未収収益			0		0
その他			1,879		4,842
流動資産計			4,621,169		4,811,283
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	6,142		5,415	
器具備品	1	12,707	18,849	8,046	13,461
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		24,907	27,683	32,955	35,731
投資その他の資産					
投資有価証券		12,377		298	
関係会社株式		38,000		38,000	
長期差入保証金	2	33,442		32,752	
繰延税金資産		63,199		77,159	
その他		-	147,018	7,345	155,556
固定資産計			193,551		204,748
資産合計			4,814,721		5,016,032

（単位：千円）

期別		第38期 (2023年3月31日)		第39期 (2024年3月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			17,557		38,161
未払金					
未払手数料		86,457		93,625	
その他未払金	2	18,474	104,932	59,657	153,282
未払費用	2		433,474		355,022

未払法人税等			14,006		67,121
未払消費税等			21,289		46,359
賞与引当金			159,245		150,901
流動負債計			750,505		810,849
負債合計			750,505		810,849
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金			524,000	524,000	524,000
資本準備金			226,000		226,000
利益剰余金			313,892	539,892	455,183
その他利益剰余金					681,183
繰越利益剰余金					
株主資本合計				4,063,892	4,205,183
評価・換算差額等				322	0
その他有価証券評価差額金				322	0
評価・換算差額等合計				4,064,215	4,205,182
純資産合計				4,814,721	5,016,032
負債・純資産合計					

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

期別		第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,374,779		3,692,147	
運用受託報酬		1,590,287	4,965,066	1,631,479	5,323,626
営業費用	1				
支払手数料			913,947		1,015,609
広告宣伝費			20,511		18,413
公告費			200		200
調査費		618,749		676,238	
委託調査費		1,902,006		1,912,922	
図書費		973	2,521,730	977	2,590,137
営業雑経費					
通信費		2,663		2,674	
印刷費		21,603		21,438	
協会費		5,233		4,891	
諸会費		3,241		3,203	
その他営業雑経費		131	32,873	388	32,596
営業費用計			3,489,262		3,656,955
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		82,820		92,135	
給料・手当		734,606		711,735	
賞与		10,325	827,752	18,096	821,966
交際費			2,192		4,202
寄付金			4,070		15,421
旅費交通費			11,143		12,175
租税公課			33,429		36,562
不動産賃借料			96,378		96,566

損益計算書		四半期別		四半期別	
項目	金額	項目	金額	項目	金額
退職給付費用			53,027		42,282
福利厚生費			132,199		130,812
賞与引当金繰入			137,568		130,038
固定資産減価償却費			14,436		14,232
諸経費			133,434		133,418
一般管理費計			1,445,633		1,437,680
営業利益			30,170		228,990
営業外収益					
受取配当金	1		53,733		55,179
受取利息			3		4
受取賃借料			11,402		10,466
雑収入			2,202		10,236
営業外収益計			67,342		75,886
営業外費用					
雑損失			0		16
営業外費用計			0		16
経常利益			97,512		304,861
特別利益					
投資有価証券売却益			1,851		1,563
特別利益計			1,851		1,563
特別損失					
固定資産除却損	2		12		891
投資有価証券売却損			-		1,023
特別損失計			12		1,915
税引前当期純利益			99,352		304,509
法人税、住民税及び事業税		7,796		97,035	
法人税等調整額		9,578	17,375	13,816	83,218
当期純利益			81,976		221,290

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287	
当期変動額											
剩余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000	
当期純利益					81,976	81,976	81,976			81,976	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								2,048	2,048	2,048	
当期変動額合計					118,023	118,023	118,023	2,048	2,048	120,071	
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215	

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位 : 千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215	

当期変動額									
剰余金の配当				80,000	80,000	80,000			80,000
当期純利益				221,290	221,290	221,290			221,290
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							323	323	323
当期変動額合計				141,290	141,290	141,290	323	323	140,966
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0 4,205,182

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

項目	第38期 (2023年3月31日)	第39期 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	42,766 140,161	43,492 145,852
2 関係会社に対する資産及び負債 前払費用	6,106	6,106

未収運用受託報酬	4,346	4,623
長期差入保証金	29,246	28,701
未払金	4,434	35,693
未払費用	8,164	9,451

(損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	178,477	191,707
一般管理費	208,086	208,530
受取配当金	53,550	55,080
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	12	891

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	12,377	12,377	-

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	298	298	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2023年3月31日	2024年3月31日
非上場株式	38,000	38,000

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,739,128	-	-	-
未収委託者報酬	321,234	-	-	-
未収運用受託報酬	406,745	-	-	-
合計	4,467,109	-	-	-

第39期（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,966,649	-	-	-
未収委託者報酬	356,812	-	-	-
未収運用受託報酬	382,723	-	-	-
合計	4,706,185	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

第39期（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	298	-	298
合計	-	298	-	298

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2.その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	714
	小計	4,054	3,339	714
合計		11,911	12,377	465

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	200	198	1
	小計	200	198	1
合計		300	298	1

3.事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	12,451	1,563	1,023
合計	12,451	1,563	1,023

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
確定拠出掛金等	53,027	42,282

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(単位:千円)

	第38期 (2023年3月31日)	第39期 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	2,462	8,767
未払事業所税	1,035	1,034
賞与引当金	44,118	45,595
未払役員報酬	385	-
未払法定福利費	6,958	7,361
未払寄付金	654	715
未払確定拠出掛金	1,143	1,124
未返還投資顧問料	1,133	1,191
未払監査費用	5,447	5,081
敷金	3,185	3,352
税務上の繰延資産	-	6,285
その他有価証券評価差額金	-	0
小計	66,527	80,511
評価性引当額	3,185	3,352
繰延税金資産合計	63,341	77,159
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	142	-
繰延税金負債合計	142	-
繰延税金資産の純額	63,199	77,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位: %)

	第38期 (2023年3月31日)	第39期 (2024年3月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.62	30.62
永久に損金に算入されない項目	3.99	1.21
永久に益金に算入されない項目	15.84	5.32
住民税均等割	2.30	0.75
評価性引当額の増減	3.59	0.05
その他	0.02	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.50	27.32

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(持分法損益等)

(単位:千円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
--	---	---

関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	183,024	191,472
持分法を適用した場合の投資利益の金額	57,461	63,528

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
期首残高	17,401	16,855
増減額(　は減少)	545	545
期末残高	16,855	16,310

(収益認識に関する注記)

1.収益を分解した情報

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	3,374,779	3,692,147
運用受託報酬	1,590,287	1,560,446
成功報酬(注)	-	71,032
合計	4,965,066	5,323,626

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	650,659

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有)直接100%	投資顧問契約に基づく資産	運用受託報酬	46,085	未収運用受託報酬	4,346

					運用受託、役員の兼任	料・共益費支払他	208,086	未払金	4,434
--	--	--	--	--	------------	----------	---------	-----	-------

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有)直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬 出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	47,966 208,530	未収運用受託報酬 前払費用 未払金	4,623 6,106 35,693

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般的な顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般的な販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社(相互会社であるため上場しておりません)

(1株当たり情報)

(単位:円)

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	127,006.74	131,411.96
1株当たり当期純利益	2,561.77	6,915.34

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	81,976千円	221,290千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	81,976千円	221,290千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<受託会社>

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額（2024年3月末現在）

279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	同上
安藤証券株式会社	2,280	同上
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	同上
岩井コスモ証券株式会社	13,500	同上
auカブコム証券株式会社	7,196	同上
S M B C 日興証券株式会社	135,000	同上
株式会社SBI証券	54,323	同上
岡三証券株式会社	5,000	同上
極東証券株式会社	5,251	同上

立花証券株式会社	6,695	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
内藤証券株式会社	3,002	同上
広田証券株式会社	600	同上
フィデリティ証券株式会社	12,657	同上
松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	13,195	同上
みずほ証券株式会社	125,167	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
楽天証券株式会社	19,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
オリックス銀行株式会社	45,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734	同上
スルガ銀行株式会社	30,043	同上
株式会社トマト銀行	14,310	同上
PayPay銀行株式会社	72,216	同上
株式会社みずほ銀行	1,404,065	同上
労働金庫連合会	120,000 (出資の総額)	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。

(注) 資本金の額は、2024年3月末現在を記載しています。

2 【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第3【その他】

目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することができます。

請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

目論見書に、以下の内容を記載することができます。

- 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
- 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
- 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
- 4) 目論見書の使用開始日
- 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨

当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行ったため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフSRI社会貢献ファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフSRI社会貢献ファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。